

VI. その他申請

- 免許取消
- 死亡届
- 失踪宣告届
- 建築士法第8条の2第2号の届出
- 建築士法第8条の2第3号の届出

【申請に必要な書類】

■ 免許取消申請		
書 類 等		
届出義務者		
1	二級・木造建築士免許取消申請書	申請者本人
2	二級・木造建築士免許証（免許証明書）	
3	戸籍謄本（抄本）	
4	本人確認ができる公的な身分証明書（原本提示）	
5	印鑑（認印可）	

■ 死亡届		
書 類 等		
届出義務者		
1	死亡等届出書	戸籍法による死亡届出義務者
2	二級・木造建築士免許証（免許証明書）	
3	戸籍謄本（抄本）	
4	届出義務者が確認できる公的な身分証明書（原本提示）	
5	印鑑（認印可）	

■ 失踪宣告届出		
書 類 等		
届出義務者		
1	死亡等届出書	戸籍法による失踪届出義務者
2	二級・木造建築士免許証（免許証明書）	
3	戸籍謄本（抄本）	
4	届出義務者が確認できる公的な身分証明書（原本提示）	
5	印鑑（認印可）	

■ 建築士法第8条の2第2号の届出		
書類等		届出義務者
1	死亡等届出書	申請者本人
2	二級・木造建築士免許証（免許証明書）	
3	戸籍謄本（抄本）	
4	本人確認が確認できる公的な身分証明書（原本提示）	
5	印鑑（認印可）	

■ 建築士法第8条の2第3号の届出		
書類等		届出義務者
1	死亡等届出書	申請者本人 又は その法定代理人 若しくは 同居の親族
2	医師の診断書 （病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込み、 その他参考となる所見を記載したもの）	
3	届出義務者が確認できる公的な身分証明書（原本提示）	
4	印鑑（認印可）	